

ぎふ長良川鵜飼水辺エリア占用区域使用要領

令和 4年 3月 1日 決裁

改正 令和 5年 3月31日 決裁

改正 令和 6年 3月21日 決裁

(目的)

第1条 この要領は、長良川の歴史や文化、景観を生かし、魅力的な水辺空間の形成に向けた取り組みを推進するため、河川敷地占用許可準則（平成11年8月5日付け建設省河政発第67号建設事務次官通達）第22条に規定する都市・地域再生等利用区域に指定（令和3年3月19日付け国部整水第227号）された本市の区域（以下「占用区域」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(占用区域)

第2条 この要領における占用区域とは、別紙に示す、長良川右岸プロムナードの道路敷及び河川敷をいう。なお、使用可能とする区域を長良川うかいミュージアム前とする。

(使用対象者)

第3条 占用区域を使用することができるものは、定款又はこれに準ずる規約等が定められた法人又は5人以上で組織された団体（以下「団体等」という。）とする。ただし、中学生、高校生等が学校活動の一環として使用する場合は、この限りではない。

(使用時間)

第4条 使用時間は、午前9時から午後9時までとする。なお、午後9時30分までに、テント、広告、装飾等工作物（以下「工作物等」という。）の撤去を完了することとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りではない。

(使用の制限)

第5条 占用区域の使用は、原則として1日1団体等とする。ただし、複数の団体等が占用区域の使用を希望した場合、市長は、使用規模等を勘案して使用させることができる。

(使用方法)

第6条 使用に供することができる事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 飲食サービスの提供や物販、体験学習等の不特定多数の者の用に供するもの。
- (2) 芸術・文化的イベント、パフォーマンス等の不特定多数の者を対象にした興行に関するもの。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当であると認めるもの。

(使用の申請及び承認)

第7条 占用区域を使用しようとするものは、事前協議を経た上で、使用する日（以下「使用日」という。）の1か月前までに使用承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号の2）
- (2) 暴力団排除に関する誓約書（様式第1号の3）
- (3) 定款、規約又はこれらに類する書類の写し
- (4) 構成員名簿
- (5) 工作物等の設置・撤去計画書（様式第1号の4）

2 前項の事前協議は、使用日の6か月前から受け付けるものとする。

3 市長は、第1項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、使用承認書（様式第2号）により当該申請をしたものに通知するものとする。

4 市長は、占用区域の適正な活用のため必要があると認めるときは、前項の規定による承認に際し、条件を付し、又は指示することができる。

5 占有区域のうち道路敷を使用する場合には、岐阜市道路占有料徴収条例（昭和51年岐阜市条例第17号）及び岐阜市道路占有規則第3条第1項の規定に基づき、占有料の納付等の諸手続を行わなければならない。

6 占有区域の使用承認は譲渡、又は転貸することはできない。

（承認の制限）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、占有区域の使用を承認しない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するとき又はそのおそれがあるとき。

(2) 占有区域周辺の自然、歴史、文化にそぐわないとき。

(3) 政治的又は宗教的活動に使用しようとするとき。

(4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力団不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(5) 占有区域の管理及び運営上支障があると認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が占有区域の使用を不相当と認めるとき。

（変更の承認）

第9条 第7条第3項の規定による承認の通知を受けた者（以下「使用者」という。）が、承認を受けた内容の変更又は中止をしようとするときは、あらかじめ使用変更（中止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書が提出された場合において、その内容を審査し、相当と認めるときは、使用変更（中止）承認書（様式第4号）により、当該申請をしたものに通知するものとする。

3 第7条第4項及び第5項の規定は、前項に規定する審査について準用する。

（使用の承認の取消し）

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用の承認を取り消すことができる。この場合において、当該使用者に損害があっても、市は、その責めを負わない。

(1) 第7条第4項及び第6項に規定する条件又は指示に違反したとき。

(2) 第8条各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。

(3) 第11条各号のいずれかが遵守されなかったとき。

(4) 偽りその他不正の手段により、その承認を受けたとき。

（使用条件）

第11条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 飲食等を伴う事業（露店営業）を行う際、工作物等を設置する場合は、周囲の景観に十分配慮した形状、色あい等のデザインに留意すること。

(2) 5月11日から10月15日までの鵜飼開催期間中は、鵜飼の妨げにならないよう配慮すること。

(3) 使用日の10日前までに第7条第1項第1号の内容について地域住民等への周知が行われていること。

ただし、使用形態等によっては、使用日の10日前より早く周知が必要となる場合がある。

(4) 出水時の施設撤去に関する計画があり、出水時に速やかな撤去対応が可能であること。

(5) 騒音、煙害、におい、ごみ処分等周辺環境に十分配慮すること。

(6) 発電機を使用しないこと。

(7) 道路上での散歩、ランニング等の利用者の妨げにならないこと。

(8) 苦情には適切かつ真摯に対応すること。

(9) 水難事故、占有区域内の交通事故等が発生しないよう、注意喚起するとともに、避難指示を適時・的確に行うこと。

- (10) 食品衛生、火災及び交通に関する対策を講じること。
- (11) 使用日までに所轄警察署にて道路使用許可証の交付を受けること。なお、手続きに要する手数料等は使用者負担となるため、必要に応じ、所轄警察署に確認すること。
- (12) 新型コロナウイルス感染症等の防疫への対応策を講じること。
- (13) 使用日の10日前までに損害保険、賠償責任保険等の加入保険証書、露店等の開設届出書、営業許可書の写しを提出すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、占用区域の管理に支障となる行為を行わないこと。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、占用区域での使用を終了したとき又は第10条の規定により使用の承認を取り消されたときは、直ちに占用区域を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第13条 使用者は、占用区域の設備等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに市長に届け出るとともに、市長が相当と認める損害の額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(事業終了後の報告)

第14条 使用者は、事業終了後1か月以内に、事業実施報告書（様式第5号）にチラシ、新聞の掲載記事その他使用している様子が確認できる資料等を添えて、市長に提出しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第15条 第7条及び第9条の規定による申請、前条の規定による報告については、これらの規定にかかわらず、岐阜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年岐阜市第42号）第3条第1項から第3項までの規定を準用する。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第7条第1項の規定による事前協議及び占用区域の使用の申請その他この要領を施行するために必要な行為は、この要領の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

位置図

■ 占有区域
■ 使用可能区域



